

平成 20 年度 学位論文

色覚異常のある人の心理的な変化に関する研究

兵庫教育大学大学院 学校教育研究科

特別支援教育学専攻 心身障害コース

M07116D 安川優紀

目次

はじめに	1
第1章 問題の所在と研究目的	
第1節 色覚異常をめぐる社会体制の変化	4
第2節 色覚検査	5
第3節 生活上の制約	7
第4節 色覚異常のある人の自叙伝から見る心理的側面	9
第5節 色覚異常のある人に対する社会の理解に関する研究	11
第6節 研究目的	16
第2章 研究方法	
第1節 対象	18
第2節 調査方法	18
第3節 質問内容	19
第4節 分析方法	20
第3章 結果	
第1節 Aさんの事例	25
第2節 Bさんの事例	32
第3節 Cさんの事例	39

第4章 考察

第1節	Aさんの事例	49
第2節	Bさんの事例	51
第3節	Cさんの事例	54

第5章 総合考察

第1節	色覚検査での心理的なダメージ	57
第2節	母親の色覚異常に対する受け止め方	58
第3節	第三者の肯定的なかかわり	58
第4節	色を見たいという思い	59
第5節	マイノリティーとマジョリティー	59
第6節	結論および今後の課題	60

おわりに	62
------	----

引用・参考文献

謝辞

はじめに

1. 色覚異常の名称について

色覚異常を個性と捉える「色覚特性」や、色覚の偏位（ズレ）であると捉える「色覚偏位」、色覚異常研究を始めたドルトン（John Dalton）の名前をとった「ドルトニズム」（Daltonism）等、その名称については考えがいくつもある。

眼科色覚研究者は、長年、適切な表現を模索し続けており、事態を重く見た日本眼科学会用語委員会でも用語改訂を検討している。しかし、学術的に正しく、かつ、誰にも精神的負担を感じさせない新用語体系は、いまだ実現に至っていない。従って、現在の学術用語を用いるほかない（中村ら,2003）。

これを受け、本研究では、日本眼科学会において定められている学術用語である「色覚異常」を用いる。

2. 色覚異常について

1) 色覚異常

色覚異常とは、色の見え方・感じ方が、色覚正常である人と異なっている状態を言う。そのほとんどが、先天性のものである。

色盲とは、赤・緑・青を感じる視物質のいずれかが欠けている状態を言う。色弱とは、それぞれの視物質はあっても十分な働きをしない状態を言う。

日本眼科学会は 2005 年度、眼科用語集の改訂を行い、この中で色覚用語が改訂された。総称として「色覚異常」・「先天色覚異常」・「後天色覚異常」は残ったが、これまで使われてきた「色盲」・「異常」を含む語

句が少なくなった。

2)色を感じる仕組み

眼底には、網膜という光を感じる神経の膜がある。この網膜には、明るい場所での視力や色の判別を担当している錐体細胞と、暗い場所での見え方を担当している杆体細胞がある。錐体細胞で捕えられた色の情報は脳へ伝えられ、色として認識される。このうち色の判別を担当している錐体細胞に生まれつき異常がある場合を先天色覚異常、目の病気や脳の病気などが先行した結果、色の判別がつきにくくなった状態を後天色覚異常と言う。

3)先天色覚異常の分類

先天色覚異常は、錐体細胞の異常によって生じる。錐体細胞は、光の波長の強い感度を持つ場所によって、主に①1型・2型色覚、②3型色覚、③1色覚に分類される。

①1型・2型色覚（旧：赤緑色覚異常）

長波長側に感度の頂点を持つ赤錐体系に異常のあるものを1型色覚、中波長領域に頂点を持つ緑錐体系に異常のあるものを2型色覚と言う。伴性劣性遺伝と言う遺伝形式で伝わる。日本人の場合、男性の20人に1人、女性の500人に1人が赤緑色覚異常と言われている。

②3型色覚（旧：青黄色覚異常）

短波長側に頂点を持つ青錐体系に異常のあるものを、3型色覚と言う。常染色体優性遺伝と言う遺伝形式で伝わる。

③1色覚（旧：全色盲）

3種類の錐体が全て欠けているものを、1色覚と言う。視力低下（0.1以下）、羞明、眼振を併発する。10万人～20万人に1人と言われている。

4) 伴性劣性遺伝

人の性を決める染色体には、X染色体とY染色体の2種類がある。女性はX染色体を2つ持ち、1つは父親から、もう1つは母親から伝達される。男性はX染色体とY染色体を1ずつ持ち、Y染色体は父親から、X染色体は母親から伝達される。

色覚正常の遺伝子を持っていると、色覚正常の遺伝子が色覚異常の遺伝子の発現を抑制するため、色覚異常は現われない。

男性は色覚を決める遺伝子が1つしかないため、それが異常の遺伝子であれば、必ず色覚異常になる。一方、女性は遺伝子を2つ持っているため、どちらか1つが異常でも色覚は正常である。異常の遺伝子を持っているため、色覚異常の子どもを生む可能性があり、保因者と呼ばれる。保因者は、日本人女性の10人に1人いると言われている。女性は、遺伝子が2つとも異常の場合のみ色覚異常になる。

第 1 章 問題の所在と研究目的

第 1 節 色覚異常をめぐる社会体制の変化

1980 年代後半までは、色覚異常のある人に対する社会の理解は不十分であり、色覚異常のある人は不当な差別を受けてきた。例えば、色覚異常のある人を受け入れない大学がまだ多く、就職時も、色覚異常のある人を一切採用しない企業等が少なくなかった。これは、彼らが全く色を理解できないとか、普通運転免許も取得できない等という誤解によるところが大きく、制限の根拠も明確でない場合がほとんどであった。

しかし、近年では、色覚異常のある人に対する不当な差別をなくそうとする運動が活発化したのに伴い、様々な制限が大幅に緩和されてきた。1993 年の文部省（当時）通達により、大学入学時の進学調査書から色覚の項目が削除された。厚生労働省は、2001 年より、雇入時健康診断における色覚検査を廃止するとともに、「色覚異常のある人は不可」という求人条件は出さないよう、根拠のない採用制限を行わないよう指導を始めた（中村ら,2003）。更に、厚生労働省発行のリーフレットに「色覚検査は現場における職務遂行能力を反映するものではないことに十分な注意が必要です。検査を行う場合でも、各事業場で用いられている色の判別が可能か否かを確認することで十分です。」と明記した（高柳ら,2006）。

このように、色覚異常をめぐる社会の体制は変化してきた。

しかし、多くの企業でいまだに色覚検査が行われ、日本色覚差別撤廃の会には多くの相談が寄せられている現状があり（高柳ら 2006）、色覚異常のある人に対する社会の理解はまだ十分とは言えない。

第 2 節 色覚検査

色覚検査は学校保健法の改訂と共にその内容が変化し、2003年に廃止された。以下に色覚検査の変遷を示し、問題点を整理する。

1. 色覚検査の変遷

1920年(T9年)：文部省学校生徒・児童身体検査規定

色神検査は在学中1回行い、色盲及び色弱を区別する。

1944年(S19年)：戦時の特例

検査規定から色神検査を外す。

1949年(S24年)：文部省学校生徒・児童身体検査規定

色神検査の復活。

1958年(S33年)：学校保健法制定

色神は毎年1回、色盲検査表を用いて検査する。

1973年(S48年)：学校保健法一部改正

就学時の検査規定から色神検査を外し、定期健康診断の色神検査は色覚検査と改め、小学校は第1・第4学年、中学校及び高等学校は第1学年にそれぞれ実施する。色覚異常検査表を用いて、異常の有無と程度を明らかにする。

1978年(S53年)：学校保健法一部改正

程度の判定を取り止める。

1995年(H7年)：学校保健法一部改正

小学校第4学年のみ実施する。プライバシーを保護するため、個室で養護教員が実施する。目的と意義を、「児童生徒が学習する上で支障があるか、あるいは色彩に関わる学習に配慮が必要か等を知るために行う。

したがって、色覚異常を検出することのみを目的とするものではない。」とする。検査表は、学習する上で配慮を必要とする色覚異常の有無を検査できる色覚検査表を使用する。

2003年(H15年)：学校保健法一部改正

定期健康診断の項目から、色覚の項を削除する。

2. 実施上の問題点

学校現場では事後措置がなく、遺伝の問題だけで悩む保護者、教師が多い(高柳,2000)。

全ての検査項目には目的があるはずだが、健康診断書の記載項目の「色覚検査」の目的は、職業適性を判定するためという錯誤からなる。本来これは色覚異常の疑いの有無のみが分かる検査である(高柳,2006)。

3. 石原式色覚検査表の問題点

「色覚検査表」と言えば「石原式色覚検査表」と同義語と理解されるくらいに、日本ではこの検査表が普及している。検査表を鋭敏にするための努力の結果、日常生活の色彩環境に対する適否を判定するには、あまりにも懲りすぎた検査表になってしまった。この検査表は、旧軍隊の徴兵検査表に使用されていた(村上,1995)。

特に一般に使われている石原式色覚検査表では、色彩識別能力を判定することはできない上に、特に女子色覚異常に関しては誤診率が約50パーセントである(高柳,1998)。

1973年以来、学校保健法に即って「色覚異常」と判定された児童生徒の実社会における様々な色彩識別能力を調査研究した結果、眼科学的色覚検査結果と、個人の色彩識別能力とは違うことが証明された(高

柳,2000)。

4. まとめ

問題点をまとめると、以下のようになる。

- ①事後措置がなかったこと。
- ②色覚検査の目的が十分に理解されていなかったこと。
- ③徴兵検査用に作られた石原式色覚検査表は、その精度の高さ故に誤診が多いこと。
- ④日常生活の色彩環境に対する色彩識別能力を判定することはできないこと。

これらの問題点が、色覚異常のある人への不当な差別を助長し、現在でも理解が不十分である原因の1つになったと考えられる。

第3節 生活上の制約

色覚異常のある人が色に関して大なり小なり問題を抱えていることは紛れもない事実である。日常生活に問題はなくても、些細な色の誤りを時々生じ、状況によっては、軽度の色覚異常のある人にとっても、職務の遂行に差し支えることもある(中村ら,2003)。

本田(2007)は、色覚異常のある人の体験談として、以下のエピソードを紹介している。

「ある日、家庭教師をしていた生徒の家で、夕食をご馳走になった。すきやき鍋の肉をつまみあげて食べようとしたら、『それはまだ食べられない』と側にいた母親があわてて止めた。その肉は、まだ赤いままだったらしい。彼は、食い意地が張っていると思われたのではないかという

へん恥ずかしかった。」(p40)

「ある日子どもの靴を買いに行った時、棚の上の黄色の靴が目にとまって、店員を呼んだ。対応に困っている店員の様子を妻があわてて駆け寄って来た。その靴は黄色ではなく、明るい緑色だったのである。」(p41)

「ある日のこと、妻がうっかり誤って、色落ちする赤い衣類と白いシャツを一緒に洗濯してしまった。白のシャツはピンクに染まってしまった。妻はその失敗を悔やんだが、彼にはピンクにはどうしても見えず、白いままのように感じられた。」(p41)

「数年前、車を買に行った。中古の予定が販売員の上手な説明が功を奏して、新車を買うことになった。展示場に並んだ車から気に入った車を選ぶことになった。無難なグレーの車を選んで、すぐにそれに決めた。しばらくして、あまり見かけない色だという妻の声が聞こえた。妻の話では、それは濃い緑色なのだそうだ。今になっても、彼にはどうしてもその色が緑には見えない。」(p41)

「時には、交通信号の区別がつかないことがある。青は分かる。しかし、赤と黄色は見分られない。しいて言えば、黄色の方が赤よりもわずかに明るく見える。普段は3つ並んだ信号灯の位置から、赤と黄色は区別できるので問題はない。困るのは、夜間に1つの信号灯（赤あるいは黄色）だけが点滅している時だ。暗いので、信号灯の位置（右端か、真ん中か、左端か）が分からない。このため、赤い信号なのか、黄色の信号なのか分からない。同様なことは日中でも起こる。道路状況によっては、赤あるいは黄色の信号灯が1つだけ取り付けられていて、点滅している場所がある。停止すべきか徐行すべきか、彼には判断できない。助手席に妻がいれば、点滅している信号灯の色を教えてくれる。1人の時は、周囲を注意深く見ながら判断する。迷ったら、一旦停止すればよい。」

(p42)

「一番困ったのは、東京の地下鉄やJRの路線案内図だ。たくさんの色を使って路線を色分けしてある。誰かに尋ねるのも恥ずかしいので、初めから案内図はあてにしないことにしている。」(p42)

現在、厚生労働省は、等級と生活上の制約が同等でないことを理由に、色覚異常を障害と認定していない。しかし、中村ら(2003)と本田(2007)が示すように、なんらかの生活上の制約を感じている、色覚異常のある人がいる。

第4節 色覚異常のある人の自叙伝から見る心理的側面

自叙伝のうち、心情の変化が記述されている3冊を取り上げる。

1. 村上元彦(1995)「どうしてもものが見えるのか」

子どもの頃は時として劣等感に落ち込み、また当時の入学試験では差別されて、色覚検査表を暗記してすり抜けるなど、いろいろと苦勞したとしている。これらは、自身が色覚異常であることに劣等感を感じる人がいることと、色覚差別を受ける人がいることを示唆している。

保因者の母親と家族へのアドバイスとして、「たとえ子どもに色覚異常があったとしても、そのために子どもの将来が絶望だなどと短絡するのはとんでもないことだ。人間がもつ多種多様な能力の中のたった1つが多少不自由なだけではないか。」(p185)と述べている。

2. 若林良一(2005)「月の色、彩虹の橋」

小学校5年生の時の色覚検査で担任から「色盲」と言われてショック

を受け、またそれ以上に先生や同級生らに祭りの見せ物を見るような顔つきで見られたことがもっと嫌だったとしている。これらは、自身が色覚異常だと分かってショックを受ける人がいることと、色覚検査で嫌な思いをした人がいることを示唆している。

後書きの中では、「健康な方であっても、いつなんどき障害や病気、さまざまな逆境に見舞われるか分からない。でも、どんなつらい立場におかれても、乗り越えられる。」(p141)と述べている。

3. 浅見孝雄 (2005) 「グミの実の熟れる頃」

進学でも職業選択の上でも選抜・差別され、幼少時代から 20 代前半までというのは、自らの遺伝的不可である色覚異常との葛藤であり、運命にくじけそうになっては絶望感にさいなまれた歳月であったとしている。このことは、色覚異常に対する差別が原因で心の中に葛藤を生じる人がいることを示唆している。

色覚異常のある医大生だった頃を振り返り、「むしろ色覚異常で悩んだことで、人の心の痛みを良く理解できるという立場になる。それを生かすも殺すも私の心がけ次第である。」(p34)と述べている。

4. まとめ

村上 (1995) の言葉「人間がもつ多種多様な能力の中のたった 1 つが多少不自由なだけではないか。」(p185) と、若林 (2005) の言葉「健康な方であっても、いつなんどき障害や病気、さまざまな逆境に見舞われるか分からない。でも、どんなつらい立場におかれても、乗り越えられる。」(p141)、そして、浅見 (2005) の言葉「むしろ色覚異常で悩んだことで、人の心の痛みを良く理解できるという立場になる。」(p34) か

らは、子どもから大人へと成長していく過程で、色覚異常を受け入れるという、心理的な変化が見てとれる。

佐藤（1995）は、弱視者は全盲ではないが、晴眼者でもない、中間的集団であるとしている。弱視者は周囲から十分な認識や適切な対応がなされにくく、それが心理的なストレスとなってしまう（芝田,2007）。村上（1995）と若林（2005）、そして浅見（2005）の事例を照らし合わせ、中間的集団という視点から考えると、これは色覚異常のある人にも当てはまると言えるだろう。

第5節 色覚異常のある人に対する社会の理解に関する研究

我が国における、色覚異常のある人に対する社会の理解に関する研究の動向を確認する。文献検索サイト CiNii で検索した結果、色覚異常のある人に対する社会の理解に関する研究論文が1998年から2006年の間に18件存在した。それらを「色覚異常のある人の進学・就労と人権を考察した研究」と、「色彩のバリアフリーを提唱した研究」の大きく2種類に分類し、それぞれ表にまとめた（Table1, Table2）。

各3件ずつ紹介する。

Table1 色覚異常のある人の進学・就労と人権を考察した研究

出版年	著者「タイトル」雑誌
1998	高柳泰世 「女子色覚異常者の就労と人権」 産業衛生学会誌,40(2),46.
1998	高柳泰世 「色覚障害者のリハビリテーション」 リハビリテーション医学,35(12),1031.
2004	高柳泰世・宮尾克 「欠格条項としての色覚の見直し」 産業衛生学会誌,42(2),76-77.
2004	高柳泰世 「色覚検査のバイオエシックス」 リハビリテーション医学,37(12),1149.
2004	高柳泰世 「色覚検査がバリアを作っている」 リハビリテーション医学,41(10),702.
2005	高柳泰世・宮尾克・石原伸哉 「小型船舶操縦士の弁別力の見直しの歴史について」 産業衛生学会誌,47(1),46.
2005	高柳泰世・宮尾克 「一般健康診断に含まれる色覚検査の見直し：警察官、自衛官、JR職員、国家公務員採用時の色覚検査」 産業衛生学会誌,47(臨時増刊),486.
2006	高柳泰世・宮尾克 「色覚異常者検査表誤認者の就労と人権」 産業衛生学会誌,48(1),34.
2006	高柳泰世・宮尾克 「船舶操縦免許取得試験と弁色力判定基準に関する産業委の役割」 産業衛生学会誌,48(臨時増刊),420.

Table2 色彩のバリアフリーを提唱した研究

出版年	著者「タイトル」雑誌
1998	長澤和弘 「色覚異常に優しい色使いを」 日本色彩学会誌,22(3),115.
1999	高柳泰世 「色覚障害者のバリアフリーの方策」 リハビリテーション医学,36(12),999.
2004	近藤昭治 「色覚異常のシミュレーション」 日本色彩学会誌,25(3),205
2001	中村かおる・岡島修 「色覚異常とスライド使用色」 日本色彩学会誌,25(3),212.
2003	中村かおる・岡島修 「色覚異常とプレゼンテーション使用色」 電子情報通信学会誌,86(1),29-32.
2004	目黒光彦・高橋知紘・古閑敏夫 「混同色線理論と色覚モデルに基づくカラー画像からの弁別困難色の検出と弁別しやすい色への変換」 電子情報通信学会技術研究報告,104(363),19-24.
2005	鈴木卓治 「黄色LEDの見え方に関する報告書」 日本色彩学会誌,29,124-125.
2005	市原恭世 「長谷川等伯障壁画「桜楓図」顔料分析にみる赤色系の色覚：日本の色彩文化におけるユニバーサルカラー」 日本色彩学会誌,29,124-125.
2005	金珠年・矢口博久・塩入諭 「色覚異常者の色弁別のシミュレーション」 日本色彩学会誌,29,116-117.

1. 色覚異常のある人の進学・就労と人権を考察した研究

1) 高柳泰世 (1998) 「女子色覚異常者の就労と人権」

一般に使われている石原式色覚検査表では、色彩識別能力を判定することはできない上に、色覚異常のある女子に関しては誤診率が約 50%である。1980 年以來毎年約 2 万人の女子児童生徒を対象に検診を行い、女子の中には就労上注意を要する強度色覚異常のある女は約 10%以下であることを示した。色覚異常のある女子の労働能力の評価と個人の尊重を維持するために、色覚検査を見直す必要がある。

2) 高柳泰世・宮尾克 (2004) 「欠格条項としての色覚の見直し」

日本では、「色覚異常」と判定された人たちの社会適応能力は過小評価されてきている。多くの学部学科において 1986 年までは色覚異常は欠格条項であったが、年々急速に改善され、1999 年には 1%となった。日本欠格条項をなくす会による世界のプレジャーボード制限調査によると、先進諸外国で色覚の制限を加えているところはない。

3) 高柳泰世 (2006) 「船舶操縦免許取得試験と弁色力判定基準に関する産業委の役割」

航海士の身体検査基準のうち弁別力については、「色盲又は強度の色弱でないこと」と定められており、医師による検査結果を記載した証明書の提出が義務付けられているが、検査方法については法令上特段の規定はない。産業医の先生方による労働者の就業上の配慮の指導に際しては、作業現場を知らない眼科医に診断を委ねることなく、それぞれの企業現場に必要な色識別テストを工夫・考案して、その実際的な検査での判定・配慮を行うことが求められている。

2. 色彩のバリアフリーを提唱した研究

1) 金珠年・矢口博久・塩入諭 (2005) 「色覚異常者の色弁別のシミュレーション」

現代社会では色彩を積極的に活用し、様々な分野で有効な視覚情報の呈示に役立っている。しかし、その色彩デザインは基本的に色覚正常である人を対象にしており、色覚異常のある人への十分な配慮がなされているとは言えないのが現状である。高い割合を占めている色覚異常のある人への対応を考慮しないわけにはいかない。2色覚の色覚異常のある人の色の見え方のシミュレーションを用いて色弁別を調べることで、実際の見え方を完璧に再現しているとは限らないが、シミュレーション方法としては妥当であることが確認できた。これに基づき、色覚異常のある人にも分かりやすいユニバーサルな色彩表現が実現できるような有効的方法を見つけることも期待される。

2) 目黒光彦・高橋知紘・古閑敏夫 (2004) 「混同色線理論と色覚モデルに基づくカラー画像からの弁別困難色の検出と弁別しやすい色への変換」

色覚異常により色の区別が難しいユーザー向けに、カラー画像中の色を弁別しやすいように色の修正を施すことで、見やすいカラー画像を作成する方法を提案する。提案手法は、処理対象のカラー画像を色により領域分割を行い、それぞれの領域の代表色同士の色弁別がしやすいか否かを判定し、弁別が難しい領域の色の値を変換させることで、知覚しやすいカラー画像を生成するものである。これにより、色覚におけるバリアフリーを実現する一手法が実現される。

3) 中村かおる・岡島修 (2001) 「色覚異常とスライド使用色」

パーソナル・コンピュータの普及によって製作が容易となった結果、

プレゼンテーションに用いられるスライドはカラフルで凝ったスライドが急増した。しかし一方で、色情報が多すぎて特に色覚異常のある人にとっては判読しづらいスライドも増えている。日本眼科学会、日本臨床眼科学会を始め、多くの眼科学会ではスライド規定に3点の内容（①使用色の数は最小限にとどめる、②黒・青・白・黄を基本とする、③赤と緑の同時使用は避ける）が盛り込まれた結果、見づらいスライドが激減した。今後さらに多方面の学会に向けて啓蒙を拡大したい。

第6節 研究目的

問題の所在をまとめると、以下のようになる。

- ① 社会の体制は変化してきたが、色覚異常のある人に対する社会の理解はまだ十分とは言えない。
- ② 色覚検査と石原式色覚検査表の問題点が、色覚異常のある人への不当な差別を助長し、現在でも理解が不十分である原因の1つになったと考えられる。
- ③ 厚生労働省は、等級と生活上の制約が同等でないことを理由に、色覚異常を障害と認定していないが、なんらかの生活上の制約を感じている、色覚異常のある人がいる。
- ④ 色覚異常のある人は、周囲から十分な認識や適切な対応がなされにくく、それが心理的なストレスとなってしまうと考えられる。

色覚異常のある人の進学・就労と人権を考察した研究はなされている（高柳,2006；高柳,2004；高柳,1998）。また、色覚異常のある人の見え方に関する課題を考察し、色彩のバリアフリーを提唱した研究もなされ

ている（金ら,2005；目黒ら,2004；中村ら,2001）。しかし、色覚異常のある人の心理面に着目し、事例的に研究したものは見当たらない。

広く社会に認知されておらず、十分に理解されにくいからこそ、色覚異常のある人の心理面を明らかにすることが、社会の理解につながると考える。

そこで、本研究では、例えば色覚異常と分かってからどのような葛藤が見られたか等、色覚異常のある人が自己肯定に至る心理的な変化を明らかにし、その変化に影響を与える要因を検討することを目的とする。

第2章 研究方法

第1節 対象

色覚異常のある男性3名を対象とする(Table3)。

Table3 対象者のプロフィール

仮名	年齢	職業	当時の診断名	改訂後の名称
Aさん	49歳	中学校教員	赤緑色盲	1型・2型2色覚
Bさん	47歳	中学校教員	赤緑色弱	1型・2型3色覚
Cさん	34歳	高等学校教員	赤緑色盲	1型・2型2色覚

第2節 調査方法

Aさん、Bさん、Cさん及び調査者による、4者面談を実施した。4者面談は、①他者の回答に触発されて対象者自信の考え方等を相対化・客観化できる、②特定の話題について対象者の理念・感情・受け止め方・考え方を引き出すことができる、という2点の長所を持ち、本研究の目的を達成するために有効であると考えた。調査者が注意深く進行をコントロールしなければ特定の対象者の話に偏るという短所を持つため、その短所を補うために偏り気味な箇所について個別のインタビューを後日実施した。

対象者には、事前に本研究の目的を説明した上で参加していただいた。調査者が質問内容を提示し、自由に語ってもらうことを原則とした。4者面談及び個別のインタビューの内容は、対象者に了解を得てテープレ

コーダーに記録した。

第3節 質問内容

色覚異常に関する先行研究と、色覚異常のある人の自叙伝を参考に、心情に強く影響を及ぼすと考えられる質問内容を作成した。そしてそれらを妥当なものにするため、色覚異常のある男性1名（対象者以外）に見てもらい、助言を受けた。

① 色覚異常だと分かった時の経緯や様子

- ・分かったきっかけ
- ・家族の反応

② 印象に残っているエピソード

- ・小学校、中学校、高等学校、大学、就職、結婚等、それぞれの時期に印象に残っているエピソード
- ・図工／美術の時間の様子

③ 周囲の人々の様子

- ・家族とのかかわりについて
- ・友人とのかかわりについて

④ 色覚異常に対する思い

- ・どのような葛藤や心の変化があったか
- ・何を機に受け入れることができたか
- ・現在どう思っているか
- ・厚生労働省が色覚異常を障害と認定していないことについて

⑤ 日常生活

- ・日常生活において困ること

⑥ 名称について

・「色覚異常」よりも「色覚特性」や「色覚偏位」等の名称がふさわしい
という意見があることについて

⑦ 色覚検査について

・学校での色覚検査の必要性について

⑧ 遺伝について

⑨ 学校の現状

・現任校において色覚異常に対する認識・配慮はされているか

⑩ 教員になった理由

第4節 分析方法

1. 分析手順

分析は、以下の手順で行った。まず著者1名でラベル名・カテゴリー名をつけ、次に小児科医である発達臨床心理士と共にデータを読み直しながら分析を行った。

① 録音したデータを全て文字化する

② 文字化したデータを切片化してラベル名をつける

切片化とは、情報のまとまりごとに区切ることである。1つの言葉ごとに区切る、文章や段落ごとに区切る等、含まれている情報の量によって、区切る大きさを分ける。

ラベル名は、抽象度を上げた名前をつけて、データに書いてあることを表したものである。

③ カテゴリーに分類してカテゴリー名をつける

カテゴリーに分類するとは、ラベル名を見ながら似ているラベルを同じグループに分類することである。

カテゴリー名は、グループのラベルを包括した名前である。ラベル名の中に適当なものがあれば、それを選ぶ。

④ カテゴリー関連図を描く

カテゴリー関連図は、カテゴリー同士の関連を図で表したものである。

⑤ ストーリーラインを書く

ストーリーラインは、ラベル名とカテゴリー名を用いて、カテゴリーそのものやカテゴリー同士の関連を記述したものである。

2. 分析手順のモデル

発話データの一部を取り上げて、データを文字化してからカテゴリーに分類するまでの分析手順のモデルを示す。

表記に関して、以下の5点を断っておきたい。

① ラベル名は〈〉内に示す。

② カテゴリー名は《》内に示す。

③ 「そこで」や「そんなこと」等、指示代名詞が意味する内容や、語りの中で省略された主語や修飾語は、()内に示す。

④ AはAさん、BはBさん、CはCさん、Rは調査者を表す。

⑤ 数字は発言の順番を表す。

1) 発話データの一部

文字化した発話データを切片化し、それぞれにラベル名をつけた。

A 6 : あれ(色覚検査)な、色覚異常みたいな毎年一緒でしょう？変われへんのにね。なぜ何回もするのか分かりませんでした。〈毎年実施される色覚検査に対する疑問〉

B 6 : するねん、毎年ね。僕も「何回しても、分からないのに、見えな
いのに。なぜ何回もするのだろう？」とっていました。〈色覚検査
の実施ごとに感じる疑問〉

C 6 : 並ぶんですよね、色覚検査って。

A 7 : みんなのいる前でいつもはじかれて、横にね。「立つとき。」って
言われて。〈排斥されているという意識〉

それがすごく屈辱でした。〈色覚検査ごとに味わう屈辱感〉

毎年のように色覚検査があって、コンプレックスと思うようにな
りましたね。〈色覚検査によるコンプレックスの芽生え〉

僕のマイノリティーのあれは、そこで培われたとっています。

〈色覚検査によるマイノリティー精神の形成〉

C 7 : 検査の時は、とりあえず並んでるんで、僕もう見えへんの分かっ
てるから、こうやって(前を見るジェスチャー)予習するんですよ。

〈色覚検査で分からないことへの対処法〉

R 2 : 前の人を見て？

C 8 : そう。周りも僕が見えへんの分かっているから、珍しがっていた。

自分の番がきた時に、後ろから「おい、分かれへんの？」って言わ
れましたね。〈色覚検査が分からない〉

B 7 : 反対もあるでしょ？「なんで見えるの？」と友達から言われるよ
うな問題が。〈色覚検査に対する不満〉

A 8 : そうそうそう、そういういやらしい検査でしたね。〈色覚検査に対
する不満〉

2) 対処者ごとのラベルとカテゴリー

ラベルを対象者ごとに取り出し、カテゴリーに分類してカテゴリー名をつけた。

(1) Aさん

《色覚検査での心理的なダメージ》

- ・みんなのいる前で「立っとき。」と（先生に）言われて、いつも横にはじかれる。〈排斥されているという意識〉
- ・（再検査のため）みんなのいる前でいつも横にはじかれて、それがすごく屈辱だった。〈色覚検査ごとに味わう屈辱感〉
- ・毎年のように色覚検査があつて、（色覚異常を）コンプレックスと思うようになった。〈色覚検査によるコンプレックスの芽生え〉
- ・色覚異常だと分かる問題もあり、いやらしい検査だった。〈色覚検査に対する不満〉
- ・見え方は変わらないのに、なぜ何回もするのか分からなかった。〈毎年実施される色覚検査に対する疑問〉

《マイノリティー精神の形成》

- ・自分のマイノリティー精神はそこで（色覚検査で体験したことを通して）培われたと思っている。〈色覚検査によるマイノリティー精神の形成〉

(2) Bさん

《色覚検査での心理的なダメージ》

- ・「なんで見えるの？」と友達から言われるような問題（色覚異常のある人のみ分かる問題）があつた。〈色覚検査に対する不満〉
- ・何回も（色覚検査を）する。「何回しても、分からないのに、見えない

のに。なぜ何回もするのだろうか？」と思っていた。〈色覚検査の実施ごとに感じる疑問〉

(3) Cさん

《自分なりの対処法》

・(色覚検査で前の子が検査をしている時に) こうやって(前を見るジェスチャー)予習する。〈色覚検査で分からないことへの対処法〉

《色覚検査での分からない体験》

・周りも僕が見えないことを分かっているから、珍しがっていた。自分の番がきた時に、後ろから「おい、分かれへんの？」と言われた。〈色覚検査が分からない〉

第3章 結果

第2章第4節で述べた分析方法に基づいて、事例ごとに分析した結果を示す。カテゴリ関連図とストーリーラインに関しては、「色覚異常のある人が自己肯定に至る心理的な変化」に焦点を当てて示した。

表記に関して、以下の3点を断っておきたい。

- ①ラベル名は〈〉内に示す。
- ②カテゴリ名は《》内に示す。
- ③「そこで」や「そんなこと」等、指示代名詞が意味する内容や、語りの中で省略された主語や修飾語は、（）内に示す。

第1節 Aさんの事例

111の発話から、44のラベルと19のカテゴリが得られた。

1. ラベルとカテゴリ

《母親の心理的なダメージ》

・母さんの「(兄弟親戚の中で)1番勉強できるのに、なんであんに(色覚異常が)出たんや。」という言葉が忘れられない。〈母親の色覚異常に対する否定的な受け止め〉

・お医者さんに「色覚異常は治りません。」と言われて、自分以上に母さんがショックを受けていた。〈色覚異常に対する否定的な受け止めから母親が受ける心理的なダメージ〉

《家族の理解のなさや配慮の不十分さ》

- ・一般的な家庭では、色覚異常について詳しく知らない。〈家族の色覚異常に関する知識のなさ〉
- ・父の系列だとか、母の系列だとか、責め合いが出てくる。その中で小さくなりながら、申し訳ないと思っていた。〈自責の念に駆られる〉
- ・「何色に見えるの？」と、家族中から聞かれることが嫌だった。〈家族の色覚異常に対する配慮の不十分さ〉

《色覚検査での心理的なダメージ》

- ・みんなのいる前で「立っとき。」と（先生に）言われて、いつも横にはじかれる。〈排斥されているという意識〉
- ・（再検査のため）みんなのいる前でいつも横にはじかれて、それがすごく屈辱だった。〈色覚検査ごとに味わう屈辱感〉
- ・毎年のように色覚検査があって、（色覚異常を）コンプレックスと思うようになった。〈色覚検査によるコンプレックスの芽生え〉
- ・色覚異常だと分かる問題もあり、いやらしい検査だった。〈色覚検査に対する不満〉
- ・見え方は変わらないのに、なぜ何回もするのか分からなかった。〈毎年実施される色覚検査に対する疑問〉

《マイノリティー精神の形成》

- ・自分のマイノリティー精神はそこで（色覚検査で体験したことを通して）培われたと思っている。〈色覚検査によるマイノリティー精神の形成〉
- ・人とは違うという、原点はそこ（色覚検査で排斥された体験）にあると思う。〈人と違うという意識〉

《マイノリティーとマジョリティー》

- ・ 4人中3人が分からないから、俺たちがこれは赤色だと言った時に、君（インタビュアー）がマイノリティーになる。〈マイノリティーとマジョリティーの関係〉
- ・ 世間では、マジョリティーが正しいから。〈マジョリティーが正しいとされる世間〉

《色覚異常の否定》

- ・ 色覚異常が嫌で、悩んでいた時期があった。〈色覚異常を否定する思い〉
- ・ ものすごくコンプレックスだった。〈人より劣っているという強い意識〉

《恩師の肯定的なかかわり》

- ・ 中学校3年生の時、担任の先生（恩師）が「そんなこと（色覚異常）で悩んでいたらいけない。」と言ってくれた。〈恩師の励まし〉
- ・ 悩みを聞いてくれたし、（学校生活全般にわたって）熱心に指導してくれた。〈恩師の積極的なかわり〉
- ・ 工業高校の受験を応援してくれた。〈恩師の進路指導〉

《自己肯定の芽生え》

- ・ これ（色覚異常のある自分）で良いのだと、初めて思えた。〈色覚異常のある自分を肯定する思い〉

《制約のない部分での努力》

- ・ 努力しないとだめだと、ずっと思っている。〈努力し続けることの重要性〉

・受け入れるきっかけというか、学生の頃はその他のところ（色の判別を要しない科目）で努力して、自信を培ってきた。〈色覚異常による制約のない部分での努力〉

《遺伝の肯定》

・俺は色覚異常だから色々な良いもの（身長や体力）を貰ったと、そう思って生きるようになった。〈良いものを遺伝したという思い〉

《自己肯定》

・今の自分はこの（色覚異常のある自分）が良い。〈色覚異常のある自己を肯定する思い〉

《教育場面での困難》

・何色を塗ったらいいか分からない時、先生からのアドバイスはなかった。〈図画工作での教師の配慮の不十分さ〉

《日常生活での困難》

・青色発光ダイオードができていのに、緑色の信号がある。太陽が当たっている西日の時は、特に分かりにくい。〈信号の色の分かりにくさ〉

・旅行した時、地方は緑色の信号が多い。〈地方の緑色信号の多さによる困難〉

・夜の点滅信号も分かりにくい。〈点滅信号の分かりにくさ〉

・俺らがどんな風に見えるかを、みんなは知らないから。〈色覚異常のある人の見え方の認識不足〉

《理解の必要性》

- ・教師が子どもに応じた支援を考えるべきだ。〈子どもに応じた支援の必要性〉
- ・世間の配慮は足りていないと思う。〈世間の配慮の不十分さ〉
- ・脳性麻痺の友人が「足の不自由な人にはどんどん便利になっているけど（トイレ等）、手の不自由な人には何もない。」と言っていた。〈世間の配慮の不十分さ〉

《色覚検査の必要性》

- ・教師が子どもに応じた支援を考えるために、学校で1回するべきだ。〈1回のみ色覚検査をすることの必要性〉

《進学時に体験した制限と困難》

- ・色覚異常が原因で工業高校は補欠合格だったが、不合格ではないことが大きかった。〈色覚異常が原因の補欠合格〉
- ・教育大に電話したが、「色覚異常は駄目だ」と言われた。〈教育大入学時の受験制限〉

《就職時に体験した制限と困難》

- ・パイロットに憧れていた。〈就きたかった職業〉
- ・勉強したけど、医者への道は閉ざされて行く。〈医者にはなれない〉
- ・物を書こうと思って文学部に入学したが、新聞社にも銀行にも就職できなかった。〈職業選択の制限〉
- ・なりたい職業のうち、それ（国語の教員）しか仕事なかった。〈国語の教員になった理由〉

《遺伝することへの配慮と不安》

- ・結婚する時は、「これから子々孫々に渡って、(色覚異常が) 出ることはあるよ。」と妻に言った。〈遺伝する可能性について配偶者への告知〉
- ・娘には色覚異常の男性と結婚してほしくないと思う。〈遺伝することへの不安〉

《色を見たいという思い》

- ・俺は俺なりに綺麗に見えている。正常な人はもっと綺麗に見えるのかと思ったら、それは見たい。〈色覚正常の人のように綺麗な色を見たいという思い〉
- ・桜の色がピンク色ということを知った時、感動したと共にとても衝撃を受けた。だから、その色に見えたいとその時に初めて思った。〈色覚正常の色を見たいと思うようになったきっかけ〉
- ・夕日がすごく綺麗で泣きそうな時がある。この俺でこんなに綺麗に見えるのなら、どんなにもっと感動できるのだろうか？見えたら絶対もっと綺麗なのだろうと思った瞬間には、見たいとは思う。〈より綺麗に見えてより感動したいという思い〉

2. カテゴリー関連図

Aさんのカテゴリー関連図を、Fig.1に示す。

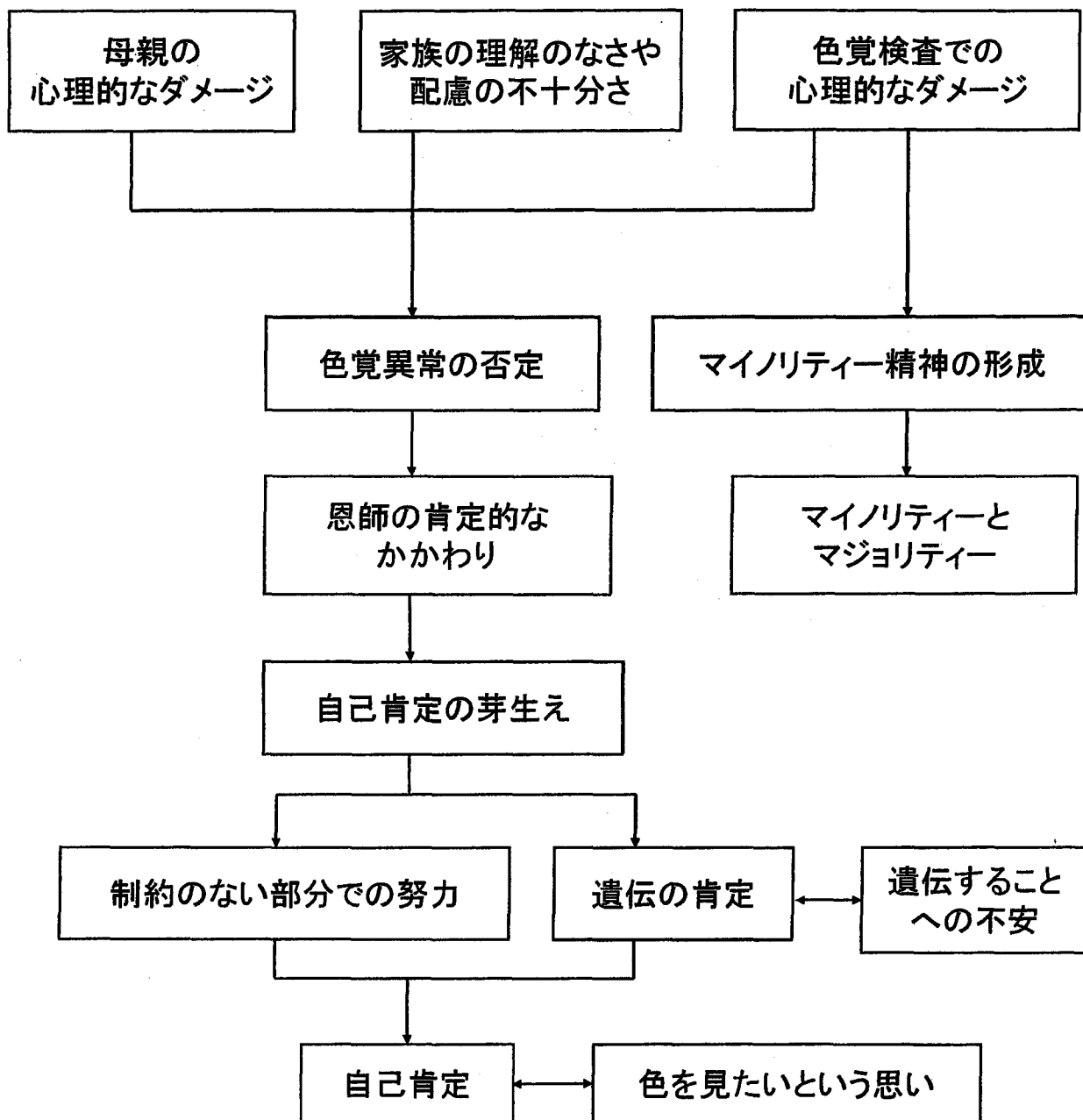


Fig.1 Aさんのカテゴリー関連図

3. ストーリーライン

母親が心理的なダメージを受けたこと、家族の色覚異常に対する理解のなさや配慮の不十分さ、そして、色覚検査で心理的なダメージを受けたことが、色覚異常を否定する思いに繋がった。

しかし、励ましや積極的ななかかわりという、恩師の肯定的なかかわりによって自己肯定が芽生え、色覚異常による制約のない部分で努力したことと、遺伝を肯定する思いが、自己肯定に繋がった。

色覚検査で心理的なダメージを受けたことによってマイノリティー精神（自分がマイノリティーであるという認識）が形成され、色覚正常と色覚異常の関係を、マジョリティーとマイノリティーの関係で捉えるようになった。

遺伝を肯定しつつも、子孫に遺伝することに不安を感じるという思いと、色覚異常のある自己を肯定しつつも、色覚正常の色を見たいという思いがある。

第2節 Bさんの事例

118の発話から、36のラベルと15のカテゴリーが得られた。

1. ラベルとカテゴリー

《色覚検査での心理的なダメージ》

- ・「なんで見えるの？」と友達から言われるような問題（色覚異常のある人のみ分かる問題）があった。（色覚検査に対する不満）
- ・何回も（色覚検査を）する。「何回しても、分からないのに、見えない

のに。なぜ何回もするのだろうか？」と思っていた。〈色覚検査の実施ごとに感じる疑問〉

- ・俺は小学校高学年の頃、友達に「これ何色？」と聞かれて嫌だった。〈同級生の色覚異常に対する無知故の無理解からくる対応への嫌悪感〉

《色を正確に識別できないことでの心理的なダメージ》

- ・何故ちゃんと見えないのだろうか？描けないのだろうか？と思っていた。〈色を正確に識別できないことへのもどかしさ〉

- ・（悔しくて）たまらなかった。〈色を正確に識別できないことへの悔しさ〉

- ・どの色を塗ったらいいのだろうか？俺はこれに見えるけど、正解なのだろうか？と思った。〈色を塗る時の自信のなさや不安〉

- ・もう絵は描きたくないと思った。〈困難から感じる図画への拒否感〉

- ・図工／美術の時間が非常に嫌いになった。〈困難から感じる図工／美術への嫌悪感〉

《コンプレックス》

- ・俺、（色覚異常が）コンプレックスだった。〈色覚異常をコンプレックスと捉えていた〉

《担任の肯定的なかかわり》

- ・6年生の時の担任の先生が、「君は少数者だ。どちらの見え方が正しいとは言えない。見え方が多い人と少ない人がいるから、君の見え方が正しいかもしれない。ただ君の見え方と違う人が多いだけで、それが中心になっているだけだ。」と言ってくれた。〈色覚異常をマイノリティーと捉える担任〉

- ・面白い先生だと思った。〈担任への好意〉

《マイノリティーの肯定》

- ・少数者がいて、多数者がいて、多数者がみんな正しいと思っているだけの話だ。〈マジョリティーが正しいとされる社会への疑問〉
- ・もしかしたら、少数者が崇高されるかも分からない。〈マイノリティーの肯定〉

《色覚異常に捕われないという思い》

- ・高校生になったら、「そんなこと（色覚異常）にいちいち捕われないで、もっと生きる道があるだろう」と思うようになった。〈色覚異常に捕われないという思いの芽生え〉

《自己肯定》

- ・男性が 100 人いたら、色覚異常のある人は 5 人いると言うけれど、俺らはその 5 パーセントの中に逆に選ばれている人間だと思う。〈色覚異常のある自己を肯定する思い〉

《教育場面での困難》

- ・絵の具の色がたくさんあって困った。〈多彩な絵の具は識別困難〉
- ・先生からアドバイスとか助言とか、してもらったことは 1 回もない。〈図工／美術での教師の配慮の不十分さ〉

《仕事場面での困難》

- ・職業柄、色覚異常を問わずやっている職業の中でも困っている部分が

ある。〈色覚異常による制約のない職場での困難〉

・地図帳の配色が非常に中間色で見にくい。〈中間色による配色故の地図帳の見えにくさ〉

《社会の理解のなさや配慮の不十分さ》

・色覚異常のある人が世間にいると分からないで物を出している（識別困難な出版物がある）。〈世間の認識不足〉

・配慮されていない。〈世間の配慮の不十分さ〉

・そういうところ（バリアフリー）まで浸透はしていない。〈世間の認識の低さ・理解のなさ〉

・時々、新聞の下に「色盲が治った。」とか書いてある。「嘘つけ！治るわけあるかい！デマ言いやがって！」と思いながら見ている。〈世間の無理解への怒り〉

《社会への要望》

・もっと分かりやすい色で（地図帳等を）作成することが、いわゆるバリアフリーになると思う。〈バリアフリーの社会を望む〉

・色覚異常の人が医者になってもやっていけるという記事を見た。そういう社会であってほしいと思う。ひらけていけばいいなと思っている。

〈色覚異常による職業制限のない社会を目指す〉

・教科（数学等）を教える時にグラフが出てくるから、もっと分かりやすい色にしてほしいと思う。〈見えやすさの要望〉

《学校の現状》

- ・(色覚異常の生徒に対する配慮は) 全然ない。(教員の色覚異常の生徒に対する配慮のなさ)

《色覚検査の必要性》

- ・検査する時期を考えて、学校ですべきだ。(学校で色覚検査をすることの必要性)
- ・学校以外で、発見されるところはない。(学校での色覚異常の発見のしやすさ)
- ・小学校低学年ではなく、分別がつく年齢(小学校低学年か中学生)になってからしたらいいと思う。(分別がつく年齢で色覚検査をすることの必要性)

《遺伝することへの心苦しさ》

- ・確立は知らないが、娘の子どもに出る可能性が高い。私の娘の子どもだから(つまり)孫には出る。男の子が産まれたら、出る確率が高い。すまないと思う。(子孫に遺伝することへの心苦しさ)

《色を見たいという思い》

- ・ちょっとでもたまに、あの人達の世界の色見てみたいと思う。(色覚正常の色をたまに見たいという思い)
- ・いや、多数派の色を1回見てみたい。(マジョリティーの色を見たいという思い)
- ・いや俺は思う、1時間でもいいから見てみたい。(1時間でも色覚正常の色を見たいという思い)

- ・桜をピンク色に見たい。〈桜をピンク色に見たいという思い〉
- ・桜の花が咲く前に、蕾が赤くなるらしい。見てみたい。〈桜の蕾の色を見たいという思い〉

2. カテゴリー関連図

Bさんのカテゴリー関連図を、Fig.2に示す。

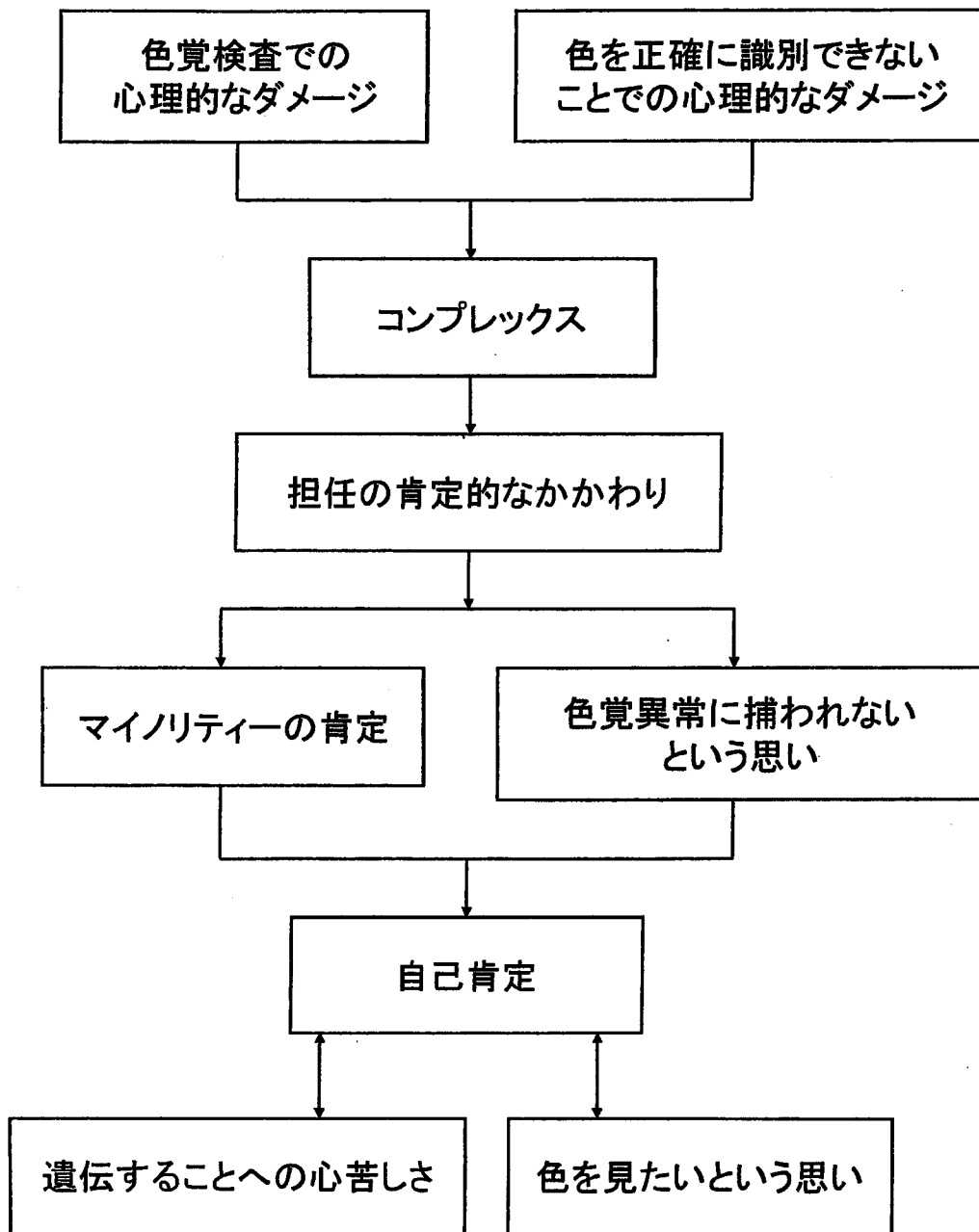


Fig.2 Bさんのカテゴリー関連図

3. ストーリーライン

色覚検査で心理的なダメージを受けたことと、色を正確に識別できないことで心理的なダメージを受けたことが、色覚異常をコンプレックスと捉えることに繋がった。

しかし、色覚異常をマイノリティーと捉える担任の肯定的なかかわりによって、マイノリティーを肯定する思いと、色覚異常に捕われないという思いが芽生え、色覚異常のある自己を肯定するに至った。

色覚異常を受け入れつつも、子孫に遺伝することへの心苦しさを感じるという思いと、色覚正常の色を見たいという思いがある。

第3節 Cさんの事例

107の発話から、51のラベルと23のカテゴリーが得られた。

1. ラベルとカテゴリー

《母親の「大した事ではない」という受け止め》

・初めて色覚検査を受けた日、家に帰って母さんに伝えたら、「母さんも兄ちゃんも、色覚異常やで。大した事じゃない。」と言われた。〈母親の色覚異常に対する「大した事ではない」という受け止め〉

《家庭環境》

・家族（母親と兄）は、色覚異常が出ている。父さんだけ除いて、ハッキリしていた。〈色覚異常がマジョリティーである家庭環境〉

・家では「この色分からないね、父さんに聞こうか。」という感じだった。

〈分からないことを「分からない」と言える家庭環境〉

・僕はある意味、恵まれていたと思う。〈家庭環境が恵まれていたという思い〉

《周囲の反応に対する肯定的な捉え方》

・幼稚園の時に遠足で動物園に行って、象さんの絵を描いてピンク色に塗ったら、「可愛らしいカラフルな象さんだね。」と先生に言われた。今振り返ると、先生は違和感を抱いていたと思う。でも、その時は褒められていると思って嬉しかった。「象さんが可愛らしい？大きいのに。」と思いつつ、何も（気にしなかった）。〈疑問を抱きながらも褒められたという勘違い〉

・そのような感じで（落ち込むことなく）ずっときていた。〈子どもの頃は色覚異常で落ち込むことはなかった〉

・僕は、（色覚検査の時の）周りの友達の様子を見て逆に面白がっていた。〈色覚検査の時の周りの友達の様子を面白がる〉

《色覚異常を受け入れる》

・受け入れたのは、最初から。〈母親に聞いた時から受け入れる〉

・母さんに聞いて遺伝だということが分かったので、「どうしようもない」と思った。〈色覚異常であることへの「どうしようもない」という思い〉

・「遺伝だから仕方ない」ということが根底にある。開き直りみたいな。〈色覚異常は遺伝だから仕方ないという開き直り〉

・僕は、小さい時から言っていた。〈色覚異常をオープンにしていた〉

《遺伝の肯定》

- ・ 遺伝によって恩恵を受けている部分もある。〈遺伝を肯定する思い〉
- ・ こだわりはなかった。〈色覚異常に対するこだわりのなさ〉
- ・ たとえ（子どもに色覚異常が）出たとしても、出たことを嘆くよりも、出たことを理解させて、「何をさせようか？」と前向きになる。〈子どもに色覚異常が出たとしても前向きに捉える〉
- ・ 「子どもに色覚異常が出るから、産まないでおこうか？」いや、そんなことはない。ちゃんと産んでくれて、育ててくれてありがとうという思いのほうが何億倍もある。〈両親への感謝の気持ち〉

《自己肯定》

- ・ 例えば僕がある程度歳をとってから思ったのは、「色の分布図がある、補色等。赤と緑は似かよった色だ。ちゃんと見える人は区切りがハッキリしていると思う。でも僕らは、これが混ざっている。だから、赤と思える範囲が広くて青と思える範囲が広い。僕たちは心が広いというくらいにしか思っていない。〈色覚異常のある自己を肯定する思い〉
- ・ もし神様が「色覚異常を与える代わりに、何か別の能力を与えよう。」と言ったら、僕は喜んで（色覚異常を）もらう。〈色覚異常に対するポジティブな考え方〉

《色覚検査の必要性》

- ・ 検査はしたほうがいい。〈色覚検査の必要性〉
- ・ 自分のことを知らないといけない。〈自己理解に繋げるために〉
- ・ 知らないまま育つのはよくない。〈色覚異常を知ることの必要性〉
- ・ 保護者にアンケートを配布して、希望者のみ検査を受ける方法が良い

と思う。〈希望者のみ色覚検査を受ける必要性〉

《色覚検査での分からない体験》

・周りも僕が見えないことを分かっているから、珍しがっていた。自分の番がきた時に、後ろから「おい、分かれへんの？」と言われた。〈色覚検査が分からない〉

《人と違うという意識》

・逆に、何故みんなは（色覚検査の数字が）見えるのか分からなかった。自分と人は違うということは分かった。〈色覚検査が分からない自分は人と違うという意識〉

《見え方が異常であるという意識》

・異常は異常。正常に対して異常だから。〈自分の見え方が異常であるという意識〉

・自分の中で障害というイメージはなかったけど、異常というイメージはあった。〈自分の見え方が障害ではなく異常であるという意識〉

《教育場面での困難》

・絵の具のビリジアンブルー色、黄土色、黄緑色は（区別できなくて）困った。〈絵の具が多彩すぎて困った〉

・サッカーの試合で、ユニフォームの色が似かよった色の時は、「今日は（ユニフォームの色が分かりにくくて）厳しいな。」と思った。〈同系色の分かりにくさによる試合での困難〉

《自分なりの対処法》

- ・(色覚検査で前の子が検査をしている時に) こうやって(前を見るジェスチャー)予習する。(色覚検査で分からないことへの対処法)
- ・絵を描くより彫り物や作り物の時間が好きだったから、その時間の時に頑張った。(図画工作／美術の授業では図画以外の活動を頑張るという対処法)
- ・あまりパス出さないようにしながら、試合をしていた。(部活動でユニフォームの色が分かりにくい時の対処法)

《制約のない部分での努力》

- ・他のところで勝負したらいいと思った。(色覚異常による制約のない部分での努力)
- ・僕も、人の見えないところで努力してきた。(人の見えないところで努力し続けること)

《社会への要望の低さ》

- ・僕たちを基準にしてくれないでいいとは思う。そんなことをしたら、きりが無い。(世間に配慮を要望しない)
- ・他の色んな不便を被っている人たちと同じレベルで、困っていることはある。(社会での困難の存在)
- ・特別扱いしてくれとは言わないが、配慮してくれたら嬉しい。(配慮があれば嬉しいという思い)

《就職への不安》

・お医者さんの言葉「これくらいやったら別に支障はないです。ただ、絵描きさんでは食べてはいけませんね。」がずっと頭にあった。〈眼科医の画家にはなれないという印象に残る言葉〉

・就職するに当たって色覚がひっかかること、それだけが嫌かなという思いはあった。〈色覚異常による職業選択の制限があることで抱く就職への不安〉

《就職への不安の軽減》

・自分でも何故か分からないが、美術の教科書で見た東山魁夷の絵が好きだった。「すごい絵だな。」とっていた。大学生でドイツに留学した時、美術でドイツに留学してきた友人に「東山魁夷も色覚異常者だよ。」と教えられて、とても驚いた。〈好きな画家が色覚異常であることへの驚き〉

・(東山魁夷が色覚異常だと知って)自分の中で軽くなったぶんがすごくあった。〈就職への不安の軽減〉

・それだったら、なんでもできるという思いをもった。〈就職への希望〉

《就職に対する制約のない部分での努力》

・大学を卒業して、就職決める時に「色覚異常がなんだ！」という思いで警察官の試験を受けた。〈就職への希望を実行〉

・一次試験は合格して、二次試験で身体検査が入って、その時に色覚検査があった。他の都道府県は、『申し込みの段階で色覚正常者に限る』という項目があった。正常か異常かで言えば、異常なことは分かっているから、「やめておこう。」と思った。でも、大阪府警は申し込みの段階で

それ（制限）がなかった。だから、「いけるのかな、受けてみよう。」と思った。〈申し込みの段階で制限のない地域での受験〉

・一次試験に合格して、結局、二次試験で身体検査をされた。でも、面接もあったから、そこ（色覚異常）だけで落とされるのなら仕方ないが、他の面で落とされているなら自分の努力が足りないのだと思った。そこ（色覚異常以外の部分）を完璧にしようと思って、何回か受けた。〈色覚異常による制約のない部分で努力すれば合格するという思い〉

《職業選択の制限という事実》

・何回か受けたけど、やっぱり色覚異常が原因で、二次試験で落ちた。〈色覚異常が原因で警察官にはなれないという現実〉

《色覚異常に対する深刻な受け止め》

・初めて「ひっかかった。」と思った。色覚異常が人生で一番壁になった。〈初めて色覚異常を深刻に受け止める〉

《先輩のはたらきかけ》

・（色覚異常のある）先輩が「万引き犯を捕まえるバイトした時に、服が何色という情報を貰っても、分からなかった。」というエピソードを話してくれた。〈警察官になって色覚異常による困難が伴うという事実〉

・先輩に、「価値観を持っていることは良いけれども、生きていく上で、社会に貢献していく意味では、違う道が良いのではないか。」と言われた。

〈別の進路を選択するという先輩の説得〉

《現職の肯定》

・自分の中で今思っているのは、たくさんしたいことがあって、できる

ことやしたいことがあって、でも結局、全部はできない。教えた子どもに、自分の道を進んでくれたら嬉しいと思う。〈自分のできることを選択することへの肯定〉

・(色覚異常が現員で) 職業の選択の機会が奪われるかもしれない。でもそれは、結局その行った先が天職かもしれないと思う。〈職業選択の制限を肯定する思い〉

《日常生活での困難》

・僕、点滅の赤と黄色は分からない。絵の具で塗った色ではなく、光の色が怪しい。〈点滅信号の分かりにくさ〉

《仕事場面での困難》

・地図帳は見にくくて、困る。例えば、食物の生産地を表した図を見る時、トウモロコシの色が薄くて分かりにくい。〈地図帳の見にくさ〉

2. カテゴリー関連図

Cさんのカテゴリー関連図を、Fig. 3に示す。

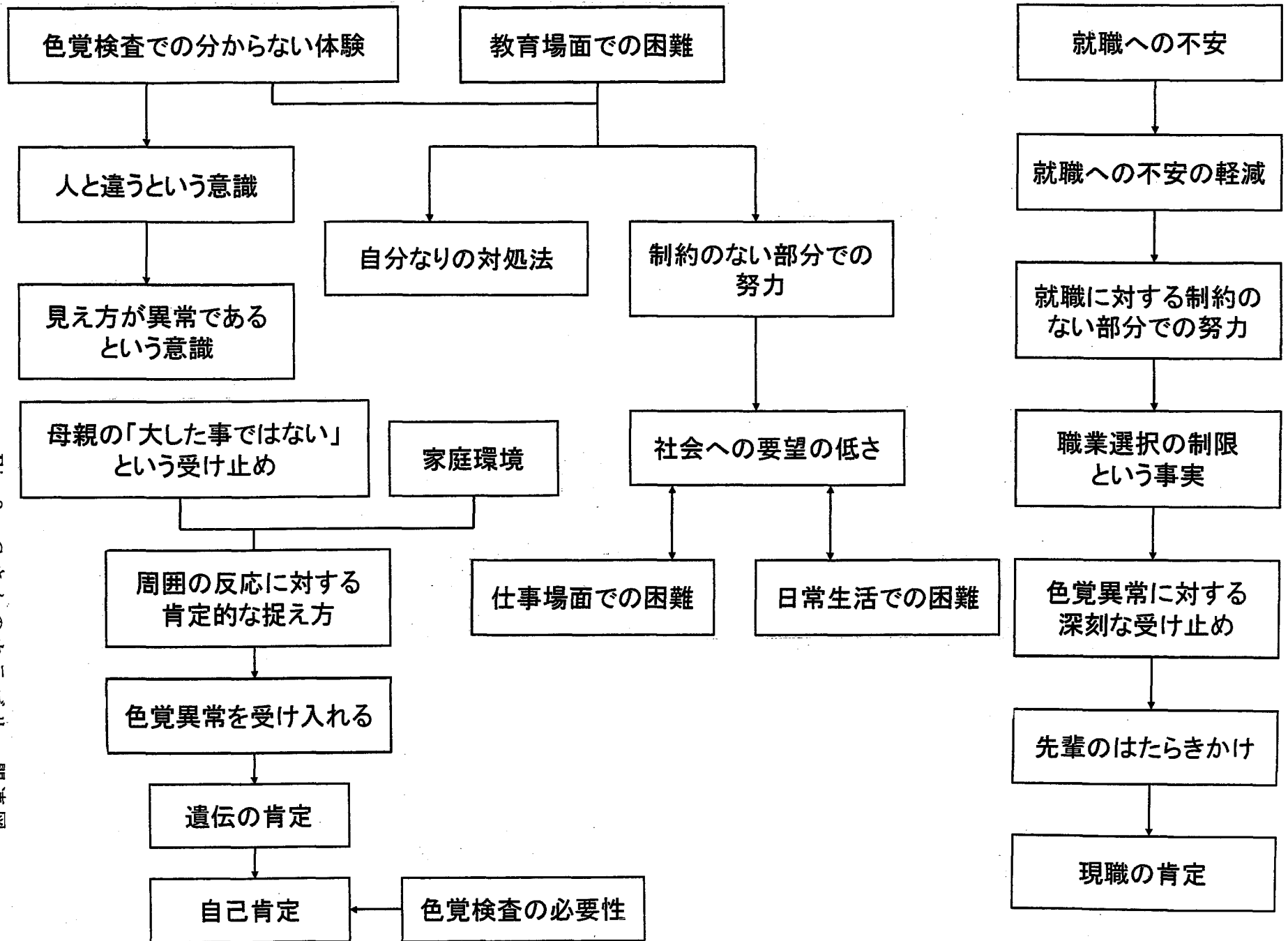


Fig. 3 Cさんのカテゴリーー関連図

3. ストーリーライン

母親の色覚異常に対する「大した事ではない」という受け止めと、家庭環境から、周囲の反応に対する肯定的な捉え方が形成された。

「遺伝だからどうしようもない」という諦めと、「遺伝だから仕方ない」という開き直りと共に、色覚異常を受け入れることができた。

「遺伝によって恩恵を受けている部分もある」という思いから遺伝を肯定し、色覚異常のある自己を肯定するに至った。

色覚検査での分からない体験は、自分と人は違うという意識を生み、現在も自分の見え方を異常と捉えている。

色覚検査での分からない体験と、教育場面での困難に対しては、自分なりの方法で対処していた。また、色覚異常による制約のない部分で努力し続けた。

眼科医の画家にはなれないという印象に残る言葉が、就職への不安につながった。「画家の東山魁夷は色覚異常である」という事実を知りその不安は軽減したが、色覚異常が原因で警察官にはなれない現実から、初めて色覚異常を深刻に受け止めた。

しかし、先輩のはたらきかけによって就職での困難を乗り越え、現在の職業を天職と思うに至った。

第4章 考察

以上、第3章では事例ごとの結果を示した。次に、事例ごとに、関連するカテゴリーを取り上げて、色覚異常のある人が自己肯定に至る心理的な変化を明らかにし、その変化に影響を与える要因を検討する。

第1節 Aさんの事例

1. 母親の心理的なダメージ

浅見（2005）は「母親は自分の息子が色覚異常と判明してからは立つ瀬がなく、絶望感にひしがれては自分を責め続けていたと思う。」（p27）と述べ、村上（1995）は「保因者である母親が心の傷を負う。」（p178）と述べている。Aさんの母親も「1番勉強できるのに、なんであんたに出たんや。」という発言と、眼科医に「色覚異常は治りません。」と言われて、母親がAさん以上にショックを受けており、自分の子どもが色覚異常であることに心理的なダメージを受ける母親がいると考えられる。

また、「親不孝というしか言葉がない。」（p27）と言う浅見（2005）と同様、Aさんも母親を含め家族に対して申し訳ないと思っていた。

以上のことから、母親が、自分の子どもが色覚異常であることに心理的なダメージを受けている場合、その子どもは、そのような母親の様子を見て、自責の念に駆られると考えられる。

2. 色覚検査の実施におけるプライバシーの侵害

「先生や同級生らに祭りの見せ物を見るような顔つきで見られたことがもっと嫌だった。」（p28）と言う若林（2005）と同様、Aさんも他

の児童のいる前で排斥されたことにより、屈辱感を味わった。よって、色覚異常のある人に心理的なダメージを与える要因の1つとして、色覚検査の実施においてプライバシーを侵害されることが大きいと言える。

3. 色覚検査の必要性

文部科学省は、教育指導上、色覚検査は不必要として、2003年に定期健康診断項目から色覚の項を削除した（高柳ら,2005）。

これに反してAさんは、子どもに応じた支援のため、色覚検査の必要性を感じている。よって、問題点を解決した色覚検査は、その必要性があると言える。

4. 日常生活での困難

「色覚問題に関する指導の手引き」（文部省,1989）によると、色覚異常であっても、ほとんどの場合、日常生活に不自由を感じることはないとされている。しかし、Aさんは日常生活で困難を感じている。この結果から、色覚表明は身の安全に関わることも多い（金ら,2007）ため、色覚異常のある成人の意見を聞いた上で（高柳,1998）、色彩環境を調整することが必要であると言える。

5. 色を見たいという思い

「色覚異常のある身からすれば、色彩の魅力は断ち切れない。色覚を獲得することができるような、眼科医学の進展を待ち望んでいる。」

（p48-49）と言う小林（2003）と同様、Aさんにも色覚正常の色を見たいという思いがある。

Aさんは「桜の色がピンク色ということを初めて知った時、感動した

と共にとても衝撃を受けた。だから、その色に見えたいとその時に初めて思った。」と語っている。この結果から、Aさんの色を見たいという思いには、色覚正常と色覚異常の見え方の違いを認識していることと、自然の色を見たいという思いが関係していると考えられる。

第2節 Bさんの事例

1. 色覚検査での心理的なダメージ

1) 学校保健法施行規則の適合性

学校保健法施行規則（1958年制定）により、学校で毎年1回色覚検査が実施されていた。しかし、村上（1995）はこの規則について、「分子遺伝学の進歩を待つまでもなく、古典的遺伝学でも色覚異常の遺伝様式は明らかになっていたし、また、治ることも悪くなることもないことは分かっていたはずである。したがって、同じ検査を繰り返すことは非科学的で、学校教育と科学研究を合わせて所管している文部省としては、全く適合性を欠いた規則であった。」（p172）と言及している。Bさんは色覚検査の実施ごとに「何回しても、分からないのに、見えないのに。なぜ何回もするのだろうか？」という疑問を感じていた。よって、Bさんが疑問を感じたことは、色覚検査を毎年実施するという規則が適合性を欠いていたことが原因であると言える。

文部省が日本眼科医会検討委員会の答申を受け、1995年の学校保健法一部改正により、小学校第4学年のみ色覚検査を実施すると改めた（村上,1995）。

以上のことから、1995年の学校保健法一部改正以前の色覚異常のある児童生徒は、色覚検査を毎年実施するという規則が適合性を欠いていた

ことが原因で、色覚検査に対して疑問を抱き、さらに心理的なダメージを受けていたことが示唆される。

2) 色覚検査の実施におけるプライバシーの侵害

「先生や同級生らに祭りの見せ物を見るような顔つきで見られたことがもっと嫌だった。」(p28) と言う若林(2005)と同様、Bさんも他の児童のいる前で検査を実施されたことにより、嫌悪感を抱いた。よって、色覚異常のある人に心理的なダメージを与える要因の1つとして、色覚検査の実施においてプライバシーを侵害されることが大きいと言える。

文部省が日本眼科医会検討委員会の答申を受け、1995年の学校保健法一部改正により、プライバシーを保護するため、色覚検査は個室で養護教員が行うと改めた(村上,1995)。

以上のことから、1995年の学校保健法一部改正以前の色覚異常のある児童生徒は、色覚検査の実施においてプライバシーを侵害され、心理的なダメージを受けたことが示唆される。

2. 教育場面での困難

1) 色覚検査の実施後の事後措置

高柳(2000)は、学校現場では色覚検査の実施後の事後措置がなく、遺伝の問題だけで悩む教員が多いとしている。教員が悩んでいたことは、4者面談では語られなかった。しかし、教員が図工/美術の時間に助言する等の色覚検査の実施後の事後措置がなく、それによりBさんが教育場面で困難を感じたことが明らかになった。

以上のことから、色覚検査の実施後の事後措置がなかった色覚異常のある児童生徒は、教育場面で困難を感じていたことが示唆される。

2) 学校の現状

文部科学省は、2003年の学校保健法一部改正により、教育指導上、色覚検査は不必要として、2003年に定期健康診断項目から色覚の項を削除した（高柳ら,2005）。Bさんが社会の教員を努める中学校では、色覚異常の生徒に対する配慮がないことが明らかになった。よって、2003年の学校保健法一部改正以降の児童生徒については、色覚検査の実施後の事後措置がないどころか、色覚検査の実施そのものがないため、学校側の対応は整備されていないと考えられる。

以上のことから、学校現場では、色覚異常のある児童生徒が教育場面での困難を感じていることが示唆される。

3. 色覚検査の必要性

文部科学省は、教育指導上、色覚検査は不必要として、2003年に定期健康診断項目から色覚の項を削除した（高柳ら,2005）。

これに反してBさんは、色覚異常のある生徒に配慮がないという学校の現状から、色覚検査の必要性を感じている。よって、問題点を解決した色覚検査は、その必要性があると言える。

4. 色を見たいという思い

「色覚異常のある身からすれば、色彩の魅力は断ち切れない。色覚を獲得することができるような、眼科医学の進展を待ち望んでいる。」

（p48-49）と言う小林（2003）と同様、Bさんにも色覚正常の色を見たいという思いがある。

図画の際、色を正確に識別できないことでBさんが心理的なダメージを受けたことが、4者面談の結果から読み取れる。また、仕事場面で困

難を感じていることが明らかになった。よって、Bさんの色を見たいという思いには、色を正確に識別できなきことで心理的なダメージを受けた経験と、仕事場面での困難が関係していると考えられる。

第3節 Cさんの事例

1. 母親の肯定的な受け止めと家庭環境

「保因者である母親が心の傷を負う。」(p184)という村上(1995)とは異なり、Cさんの母親は色覚異常を肯定的に受け止めていたことが、結果から読み取れた。

また、「親不孝というしか言葉がない。」(p27)という浅見(2005)とも異なり、Cさんは家族に対して申し訳ないと思った経験はない。

以上のことから、母親が色覚異常を「大した事ではない」と肯定的に受け止めている場合、その子どもは、自責の念に駆られることはないと考えられる。

2. 色覚検査の実施

「先生や同級生らに祭りの見せ物を見るような顔つきで見られたことがもっと嫌だった。」(p28)という若林(2005)とは異なり、Cさんは周りの友達の反応を見て面白がっていた。

色覚検査の実施においてプライバシーを侵害されても、心理的なダメージを受けなかったことは、Cさんのストーリーラインで示した以下の2点が関係していると考えられる。

・母親の色覚異常に対する「大した事ではない」という受け止めと、家庭環境から、ポジティブな性格が形成された。

・「遺伝だからどうしようもない」という諦めと、「遺伝だから仕方ない」という開き直りと共に、色覚異常を受け入れることができた。

3. 色覚検査の必要性

文部科学省は、教育指導上、色覚検査は不必要として、2003年に定期健康診断項目から色覚の項を削除した（高柳ら,2005）。

これに反してCさんは、自己理解に繋げるため、色覚検査の必要性を感じている。よって、問題点を解決した色覚検査はその必要性があると言える。

4. 職業選択の制限

Cさんは職業選択の制限により、警察官になるという将来の夢を閉ざされている。この結果から、Cさんは、徴兵検査用に作られた精度の高い石原式色覚検査表によって、将来の夢を閉ざされた若者（高柳,1998）のうちの1人であると言える。

5. 日常生活での困難

「色覚問題に関する指導の手引き」（文部省,1989）によると、色覚異常であっても、ほとんどの場合、日常生活に不自由を感じることはないとされている。しかし、Cさんは日常生活で困難を感じている。この結果から、色覚表明は身の安全に関わることも多い（金ら,2007）ため、色覚異常のある成人の意見を聞いた上で（高柳,1998）、色彩環境を調整することが必要であると言える。

6. 色を見たいという思い

「色覚異常のある身からすれば、色彩の魅力は断ち切れない。色覚を獲得することができるような、眼科医学の進展を待ち望んでいる。」

(p48-49) という小林 (2003) とは異なり、Cさんには色覚正常の色を見たいという思いがあまりない

Cさんは、「(色覚異常に対する) こだわりはなかった。」と語っている。そして、社会への要望が低いことから、日常生活に困難を感じつつも現状に満足していることが、結果から読み取れる。よって、Cさんに色覚正常の色を見たいという思いがあまりないことには、色覚異常に対するこだわりがないことと、現状に満足していることが関係していると考えられる。

第5章 総合考察

以上、第4章では事例ごとに、覚異常のある人が自己肯定に至る心理的な変化を明らかにし、その変化に影響を与える要因を検討した。次に、対象者間で比較し、心理的な変化に影響を与える要因についての検討を深める。

第1節 色覚検査での心理的なダメージ

1958年の学校保健法制定により、毎年1回色覚検査を実施することが規定された。1973年の学校保健法一部改正により、高校を卒業するまでに4回（小学校は第1・第4学年、中学校及び高等学校は第1学年で）色覚検査を実施することが規定された。1995年の学校保健法一部改正により、小学校第4学年のみ色覚検査を実施することが規定された。

1973年の学校保健法一部改正時、Aさん（1959年生まれ）は14歳（中学校2年生）、Bさん（1960年生まれ）は13歳（中学校1年生）である。したがって、AさんとBさんは小学校で毎年色覚検査を受けていたことになる。

一方、Cさん（1974年生まれ）は、1973年の学校保健法一部改正時は生まれる前、1995年の学校保健法一部改正時は21歳（大学3回生）である。したがって、小学校で2回色覚検査を受けていたことになる。

AさんとBさんが色覚検査で心理的なダメージを受けたことに対して、Cさんは受けていない。Cさんが心理的なダメージを受けなかったことに関係する要因を、第4章第3節においてストーリーラインから検討した。これに加え、色覚検査の心理的なダメージには、色覚検査の実

施回数が影響した可能性もあると考えられる。

第2節 母親の色覚異常に対する受け止め方

Aさんの母親が心理的なダメージを受けたことが、Aさんが色覚異常を否定する思いに繋がった要因の1つになっている。

Bさんは、4者面談において、自分の母親がAさんの母親ほど心理的なダメージを受けていなかったと語っている。

Cさんの母親が色覚異常を肯定的に受け止めていたことで、Cさんは初めから色覚異常を受け入れている。

以上の結果から、母親の色覚異常に対する受け止め方が、本人の色覚異常を受け入れる過程に影響すると考えられる。母親の受け止め方が否定的な場合は本人の色覚異常を否定する思いに繋がる要因となり、肯定的な場合は色覚異常を受け入れることを助長すると考えられる。

第3節 第3者の肯定的なかかわり

Aさんは、恩師の肯定的なかかわりによって自己肯定が芽生え、色覚異常による制約のない部分で努力したことと、遺伝を肯定する思いが、自己肯定に繋がっている。

Bさんは、担任の肯定的なかかわりによりマイノリティーを肯定し、色覚異常を受け入れるに至っている。

Cさんは、先輩のはたらきかけにより就職での困難を乗り越え、現在の職業を天職と思うに至った。

以上のことから、第3者の肯定的なかかわりは、色覚異常を受け入れ

て自己肯定に至る過程において、肯定的に影響すると考えられる。そして、第3者の肯定的なかかわりは、自己肯定以降に色覚異常を深刻に受け止めた場合も、その困難を乗り越える過程において肯定的に影響すると考えられる。

第4節 色を見たいという思い

「色覚異常のある身からすれば、色彩の魅力は断ち切れない。色覚を獲得することができるような、眼科医学の進展を待ち望んでいる。」(p48-49) という小林(2003)と同様、Aさんにも、Bさんにも、色覚正常の色を見たいという思いがあることが明らかになった。

小林は1色覚(旧:全色盲)であり、Aさんは1型・2型2色覚(旧:赤緑色盲)、Bさんは1型・2型3色覚(旧:赤緑色弱)であるので、色覚異常の程度は異なる。

一方、1型・2型2色覚(旧:赤緑色盲)であるCさんは、色覚正常の色を見たいという思いがあまりない。

色を見たいという思いについては、第4章で事例ごとにその要因を検討した。

以上のことから、色を見たいという思いの有無は、色覚異常の程度ではなく、個人に起因すると考えられる。

第5節 マイノリティーとマジョリティー

Aさんは、色覚異常と色覚正常の関係をマイノリティーとマジョリティーの関係で捉え、マイノリティーを肯定することで色覚異常のある自

己を肯定的に捉えている。

Bさんは、色覚異常をマイノリティーと認識し、マイノリティーを肯定することで色覚異常のある自己を肯定的に捉えている。

Cさんは、自分の見え方を異常と捉え、色覚異常がマジョリティーである家庭環境を、恵まれていたと語っている。

以上のことから、色覚異常のある人は、自分は人と違うという意識を持ち、その違いを肯定することで、色覚異常のある自己を肯定的に捉えていると言えるだろう。

第6節 結論および今後の課題

1. 結論

本研究の目的は、色覚異常のある人が自己肯定に至る心理的な変化を明らかにし、その変化に影響を与える要因を検討することであった。

事例が少数のため一般化することはできないが、対象となった3事例に関しては以下の結論が導き出された。

・どのような場面でどのような心情が生まれたか等を4者面談における具体的な語りから明らかにし、第4章で事例ごとにその結果を示した。色覚検査の実施におけるプライバシーの侵害が、AさんおよびBさんに心理的なダメージを与えた要因であるという結論が導き出された。

・色覚異常と分かってからどのような葛藤が見られたか等を4者面談における具体的な語りから明らかにし、第4章のカテゴリー関連図で事例ごとにその過程を示した。対象者間で比較することで、母親の色覚異常に対する受け止め方と、第3者の肯定的なかかわりが、自己肯定に至る

過程に影響を与える要因であるという結論が導き出された。

・先行研究および対象者間で比較することで、色を見たいという思いの有無は、色覚異常の程度ではなく、個人に起因するという結論が導き出された。

・対象者間で比較することで、自分は人と違うという意識を持ち、その違いを肯定することで、色覚異常のある自己を肯定的に捉えているという結論が導き出された。

2. 今後の課題と展望

1) 対象者の拡大

対象者が30～40歳代の男性と、限定的であった。色覚検査の未経験者や女性にも調査を実施することが、今後の課題として残された。対象者を拡大して検討を深めることで、色覚異常のある人に対する社会の理解が一層促進されると考える。

2) 第3者へのインタビュー

考察から第3者のかかわりが自己肯定に至る過程で影響を与えることが明らかになったが、第3者へのインタビューは実施できなかった。第3者である母親や恩師に、どのように対象者にかかわったか等、様子を詳細に聞き出すことが、今後の課題として残された。第3者のかかわりに言及することで、色覚異常のある人に対する支援の在り方を案出できるだろう。

おわりに

私の色覚異常に関する思いを述べて、本研究を締めくくりたい。

私の父は、色覚異常である。父は時折、色覚検査での辛い思い出や、進学時に制限を受けた思い出を私に語ってくれた。その度に私は、胸が痛んでいた。ある朝、父と母の会話を耳にした。

「パパ、新しいネクタイ買ってきたからつけてみて。」

「おまえこれ、何色やねん？俺が色盲と知ってて、わざと変な柄選んだな？この柄なんや？」

「色いっぱい入りすぎてよう分からんな、幾何学模様や。パパ、ごめんごめん。うっかりしてたわ。」

母はわざと買ったわけではないし、もちろん父もそのことを分かっている。分かっている父は、変な色と柄のネクタイを買ってきた母をからかっていたのである。この会話はとても印象的で、私は忘れることができない。辛い思い出に反して楽しそうな父を見て、私は疑問が浮かんだ。父が語ってくれた思い出は辛いものだったのに、何故今は色覚異常のことで楽しく話しているのだろうか？この疑問が、本研究を始めるきっかけとなったのである。

友人から「色覚異常のある人に色を見たいという思いがあるなんて、想像できなかつた。」という意見を貰った。人は多様であり、色覚異常のある人全てに色を見たいという思いがあるわけではない。しかし、人を理解することは、ひとりひとりを知ることから始まると私は考えている。

本研究が、色覚異常のある人の理解に繋がることを願ってやまない。

引用・参考文献

- 浅見孝雄 (2005) グミの實の熟れる頃. 新風社
- 本田仁視 (2007) 視覚の謎. 福村出版株式会社
- 市原恭世 (2005) 長谷川等伯障壁画「桜楓図」顔料分析にみる赤色系の色覚:日本の色彩文化におけるユニバーサルカラー. 日本色彩学会誌,29,124-125.
- 金珠年・矢口博久・塩入論 (2005) 色覚異常者の色弁別のシミュレーション. 日本色彩学会誌,29,116-117.
- 小林一弘 (2003) 視力 0.06 の世界. ジアース教育新社
- 目黒光彦・高橋知紘・古閑敏夫 (2004) 混同色線理論と色覚モデルに基づくカラー画像からの弁別困難色の検出と弁別しやすい色への変換. 電子情報通信学会技術研究報告,104(363),19-24.
- 近藤昭治 色覚異常のシミュレーション. (2001) 日本色彩学会誌,25(3),205.
- 文部省 (1988) 色覚問題に関する指導の手引き.
- 村上元彦 (1995) どうしてもものが見えるのか. 岩波新書
- 長澤和弘 (1998) 色覚異常に優しい色使いを. 日本色彩学会誌,22(3),115.
- 中村かおる・岡島修 (2001) 色覚異常とスライド使用色. 日本色彩学会誌,25(3),212.
- 中村かおる・岡島修 (2003) 色覚異常とプレゼンテーション使用色. 電子情報通信学会誌,86(1),29-32.
- 中司利一 (1988) 障害者心理. ミネルヴァ書房
- 奥田公直・紙本早知子・谷口良子・小林達也・八木啓子・能川義夫 (2002)

障害児学級担任はどんな支援を望んでいるか？：フォーカス・グループ・インタビュー法を用いて．鳥取大学教育地域科学部紀要4(1),82.

戈木クレイグヒル滋子 (2008) 質的研究方法ゼミナール：グラウンデッドセオリーアプローチを学ぶ．医学書院

佐藤泰正 (1997) 障害児の心理．学芸図書株式会社

芝田裕一 (2007) 視覚障害児・者の理解と支援．北大路書房

鈴木卓治 (2005) 黄色LEDの見え方に関する報告書．日本色彩学会誌,29,124-125.

高柳泰世 (1996) つくられた障害「色盲」．朝日新聞社

高柳泰世 (1998) 女子色覚異常者の就労と人権．産業衛生学会誌,40(2),46.

高柳泰世 (1998) 色覚障害者のリハビリテーション．リハビリテーション医学,35(12),1031.

高柳泰世 (1999) 色覚障害者のバリアフリーの方策．リハビリテーション医学,36(12),999.

高柳泰世・宮尾克 (2004) 欠格条項としての色覚の見直し．産業衛生学会誌,42(2),76-77.

高柳泰世 (2004) 色覚検査のバイオエシックス．リハビリテーション医学,37(12),1149.

高柳泰世 (2004) 色覚検査がバリアを作っている．リハビリテーション医学,41(10),702.

高柳泰世・宮尾克・石原伸哉 (2005) 小型船舶操縦士の弁別力の見直しの歴史について．産業衛生学会誌,47(1),46.

高柳泰世・宮尾克 (2005) 一般健康診断に含まれる色覚検査の見直

し：警察官、自衛官、JR 職員、国家公務員採用時の色覚検査。 産業
衛生学会誌,47(臨時増刊),486.

高柳泰世・宮尾克 (2006) 色覚異常者検査表誤認者の就労と人権。
産業衛生学会誌,48(1),34.

高柳泰世・宮尾克 (2006) 船舶操縦免許取得試験と弁色力判定基準
に関する産業委の役割。 産業衛生学会誌,48(臨時増刊),420.

若林良一 (2005) 月の色、彩虹の橋。 文芸社

謝辞

本研究を進めるにあたり、多くの方々にご協力いただきました。

指導教員である高野美由紀先生には、終始、丁寧なご指導、ご助言をいただきました。心から感謝申し上げます。

また、特別支援教育学専攻の先生方には、修士論文中間指導会等を通して、たくさんの貴重なご指導、ご助言をいただきました。深く感謝申し上げます。

そして、高野ゼミの修了生やM2のみなさんには、多くのご助言をいただき、いつも励まされ、助けていただきました。

さらに、調査研究を進める上で、調査の実施に協力してくださった、対象者のみなさんには、深くお礼申し上げます。

最後に、私の成長を自分のことのように喜び、辛い時も悲しい時も常に支えてくれた、家族に心から感謝します。

多くの方々のご協力と支えがあって、論文を完成させることができ、また、学生生活を送ることができました。来春からは、学んだことを生かしていけるよう、教員として、努めていきたいと思いをします。

ありがとうございました。

平成 20 年 12 月 22 日

安川優紀